

加盟契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



平成29年5月1日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 研究会員

国分グローサーズチェーン株式会社

加盟契約のご案内

国分グローサーズチェーン株式会社

〒136-0071

東京都江東区亀戸2丁目3番6号

開発部

TEL (03) 6861-9814

FAX (03) 6861-9819

本資料は、これからフランチャイズ・システムに加盟されようとしている方々のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方に従って当社が作成したものです。

当チェーンは、多くのコンビニエンスストアのフランチャイズチェーンに見られるオープンアカウント、粗利分配等のシステムは採用しておりませんが、法に規定される連鎖型の運営をしているため、加盟契約の内容について、法に基づき確認するものです。

加盟契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないこと、確認したいことがありましたら、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズ・システム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

TEL (03) 5777-8701

この案内は平成29年5月1日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局流通政策課に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

コミュニティ・ストアへの加盟を希望される方へ

～加盟契約を締結する前に～

このたびは、当社のコンビニエンスストアシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「コミュニティ・ストア」の名称でコンビニエンスストアを展開しております。当チェーンの店舗は、小売業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、ストアイメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

コンビニエンスストア運営で一番大切なことは、「顧客満足」です。お客様に安心して繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためにはお客様の動向を見極め、チェーン店舗の一員として、どの店舗においても同じレベルの品質の商品やサービスを、お客様に提供することが肝心です。

これを実現するため、コミュニティ・ストアの経営に参加する方々には、それぞれの持ち味を活かしながら、加盟契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から当社の運営手法とは異なる独自の経営手法を重視される方には、コミュニティ・ストアへの加盟をお勧めできません。

当社の主宰するコミュニティ・ストアは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社は商品開発、情報システム等の整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。

一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことが加盟店の経営成功の鍵なのです。コミュニティ・ストアの経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただいた方は、次のページへおすすみください。

目 次			
項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公団協委員会 ガイドライン
加盟契約のご案内	1		
コミュニティ・ストアへの加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 コミュニティ・ストアについて	5		
1. 当社の経営理念			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業 の種類・事業の開始・株主・主要取引銀行・従業員数・本部の 子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革	5	規則第 10 条第 2 号 // 第 10 条第 5 号 // 第 10 条第 1 号 // 第 10 条第 3 号	
3. 会社組織図	7		
4. 役員一覧	7	規則第 10 条第 1 号	
5. 直近 3 事業年度の貸借対照表および損益計算書	8	規則第 10 条 4 号	
6. 売上・出店状況(直近 3 事業年度加盟店数の推移)	9	規則第 10 条 6 号, 11 条 6 号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項			
① 直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数		規則第 11 条第 6 号ロ	
② 直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数	10	// 第 11 条第 6 号ハ	
③ 直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数		// 第 11 条第 6 号ニ	
8. 訴訟件数	10	// 第 10 条第 7 号	
第Ⅱ部 加盟契約の要点	11		
1. 契約の名称等	11		
2. 売上・収益予測についての説明	11		2-(2)-1, 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項		法 11 条 1 号, 規則 11 条 1 号イ、ホ	2-(2)-ア③
① 金銭の額または算定方法			
② 性質	11		
③ お支払いの時期			
④ お支払いの方法			
⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件			
4. オープンアカウント、売上金等の送金	12	規則第 10 条 13 号	3-(1)-イ-②
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率	12	規則第 10 条 14 号・15 号	2-(2)-ア⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項		法 11 条 2 号, 規則 11 条 2 号イ、ロ	2-(2)-ア① 3-(1)-ア 3-(3)
① 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類			
② 商品等の供給条件	12		
③ 配送日・時間・回数に関する事項			
④ 仕入先の推奨制度			
⑤ 発注方法			
⑥ 売買代金の決済方法			
⑦ 返品			
⑧ 在庫管理等			
⑨ 販売方法			
⑩ 商品の販売価格			
⑪ 許認可を要する商品の販売			
7. 経営の指導に関する事項		法 11 条 3 号、規則 11 条 3 号イ ～ハ	2-(2)-ア②
① 加盟に際しての研修等実施の有無			
② 加盟に際し行われる研修の内容	13		
③ 開店時の指導、支援			
④ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実績回数			

項目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則(中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会ガイドライン
8. 使用いただく商標・商号・その他の表示に関する事項 ① 当該使用いただく商標、商号その他の表示 ② 当該表示の使用についての条件	14	法 11 条 4 号、規則 11 条 4 号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間 ② 契約の更新の条件および手続き ③ 中途契約の条件および手続き ④ 契約解除の条件および手続き ⑤ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等	14	法 11 条 5 号、規則 11 条 5 号イ～ハ	2-(2)-7① 2-(3)-④ 3-(1)-1-④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① お支払いいただく金銭の額または算定方法 ② 金銭の性質 ③ 支払時期 ④ 支払方法	16	規則 10 条 12 号、11 条 7 号イ～ニ	2-(2)-7④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	16	// 第 10 条第 8 号	
12. テリトリー権の有無(なし)	16	// 第 10 条第 9 号	2-(2)-7⑧
13. 競業禁止義務の有無	17	// 第 10 条第 10 号	3-(1)-7
14. 守秘義務の有無	17	// 第 10 条第 11 号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	17	// 第 10 条第 16 号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等	17	// 第 10 条第 17 号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	17		2-(2)-7⑥
後記1. 「加盟契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	18		
後記2. 「フランチャイズ事業を始めるにあたって」中小企業庁			
後記3. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則			
後記4. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について			

第I部 コミュニティ・ストアについて

1. 当社の経営理念

コミュニティ・ストアを主宰する国分グローサーズチェーン株式会社は1712年創業の卸売業、国分グループ本社株式会社の100%出資企業として1994年に設立されました。コミュニティ・ストアは、1978年に国分グループ本社株式会社の一事業部として発足、1号店をオープンして、39年が経過しました。

国分グループ本社株式会社は創業以来「信用」を社是に掲げ、お取引先様、生活者から信頼される経営を心がけてまいりました。

コミュニティ・ストアはその名称にもあるようにコミュニティ＝地域社会との共生を目指しながらその役割を果たそうとしています。

あなたのお店が地域のお客様に支持されるために、その支援を行ってまいります。「小売業本部として継続する心・新しい小売業周辺事業へチャレンジする力～私たちは、食を通じてこころ豊かなくらしをお届けします～」を理念として、共存共栄はもとより、お客様によりご満足頂くことを基点に運営し、ローコストで、かつ合理的な店舗運営システムと本部の指導により、常に地域のお客様に信頼される店づくりを志向しています。

2. 本部の概要

平成29年4月現在

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 社名 | 国分グローサーズチェーン株式会社 |
| (2) 所在地 | 〒136-0071
住所 東京都江東区亀戸2丁目3番6号
TEL (03) 6861-9811
FAX (03) 6861-9821
URL http://www.c-store.co.jp/ |
| (3) 資本金 | 9,350 万円 |
| (4) 設立 | 1994年7月1日 |
| (5) 事業内容 | コンビニエンスストアの経営および経営指導
酒類、食品、日用雑貨類、免許品、医薬品、衣料品等の販売
不動産・店舗設備機器・商品陳列器具等の売買及び賃貸 |
| (6) 他にしている事業の種類 | なし |
| (7) 事業の開始 | 1978年 |
| (8) 株主 | 国分グループ本社株式会社 100% |
| (9) 主要取引銀行 | みずほ銀行 |
| (10) 従業員数 | 77名（パート・アルバイトを除く） |

(11) 本部の子会社の名称及び事業の種類等

子会社はありません。

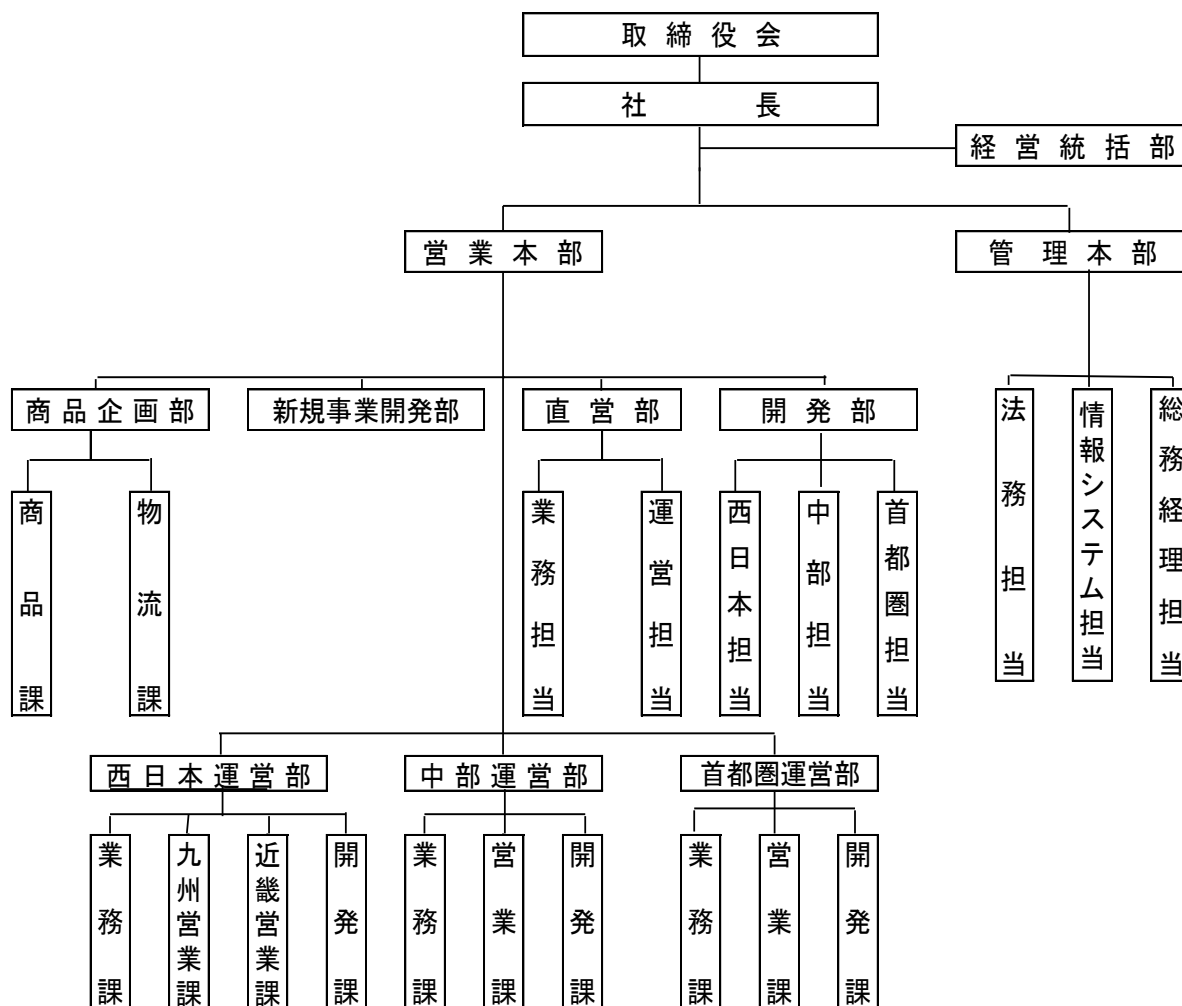
(12) 所属団体

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会（研究会員）

【沿革】

1978年	KGC（国分グローサーズチェーン）首都圏本部を国分株式会社内に設置
1983年	中部本部（現 中部運営部）を設立
1984年	近畿本部（現 西日本運営部）を設立 EOS（オンライン発注システム）スタート
1991年	新シンボルマーク導入 POS システム導入（第一世代）
1994年	国分グローサーズチェーン（株）として国分（株）より分社
1995年	CS2020（第二世代 POS システム）導入開始
1997年	収納代行サービス開始
1998年	国分グローサーズチェーン（株）全国統合
2001年	ATM 導入
2003年	CS2130（第三世代 POS システム）導入開始
2006年	電子マネーSuicaの導入開始
2008年	30周年を迎える 電子マネーICOCAの導入開始
2010年	“国分ネット卸”（会員制仕入サイト）スタート
2011年	電子マネーPASMO の導入開始
2012年	CS2012（第四世代 POS システム）導入開始
2013年	35周年を迎える “国分ネット卸” を国分株式会社へ移管
2014年	本部事務所を江東区へ移転 電子マネーmanacaの導入開始
2015年	マルチコピー機を使用してのコンビニ交付（行政サービス）スタート クレジットカード決済の導入開始
2016年	新業態店舗「コミストキッチン」をオープン

3. 会社組織図（平成29年4月現在）



4. 役員一覧（平成29年4月現在）

代表取締役社長	横山 敏貴
取締役	山口 彰久（管理本部長）
取締役	澤井 宏友（営業本部副本部長）
取締役	國分 泰孝（国分グループ本社株式会社副社長）
取締役	相澤 正邦（国分グループ本社株式会社執行役員）
取締役	相川 直義（国分首都圏株式会社執行役員）
監査役	納谷 憲治（国分グループ本社株式会社経理財務部課長）

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

<貸借対照表>

	2016年12月期 千円	2015年12月期 千円	2014年12月期 千円
流動資産	4,028,264	4,288,675	4,554,512
固定資産	362,916	389,321	384,137
資産合計	4,391,180	4,677,996	4,938,649
流動負債	1,547,644	1,552,770	1,729,910
固定負債	253,965	294,209	325,051
負債合計	1,801,610	1,846,979	2,054,961
資本金	93,500	93,500	93,500
資本剰余金	120,907	120,907	120,907
利益剰余金	2,375,162	2,616,609	2,669,279
資本合計	2,589,570	2,831,017	2,883,687
負債・資本合計	4,391,180	4,677,996	4,938,649

<損益計算書>

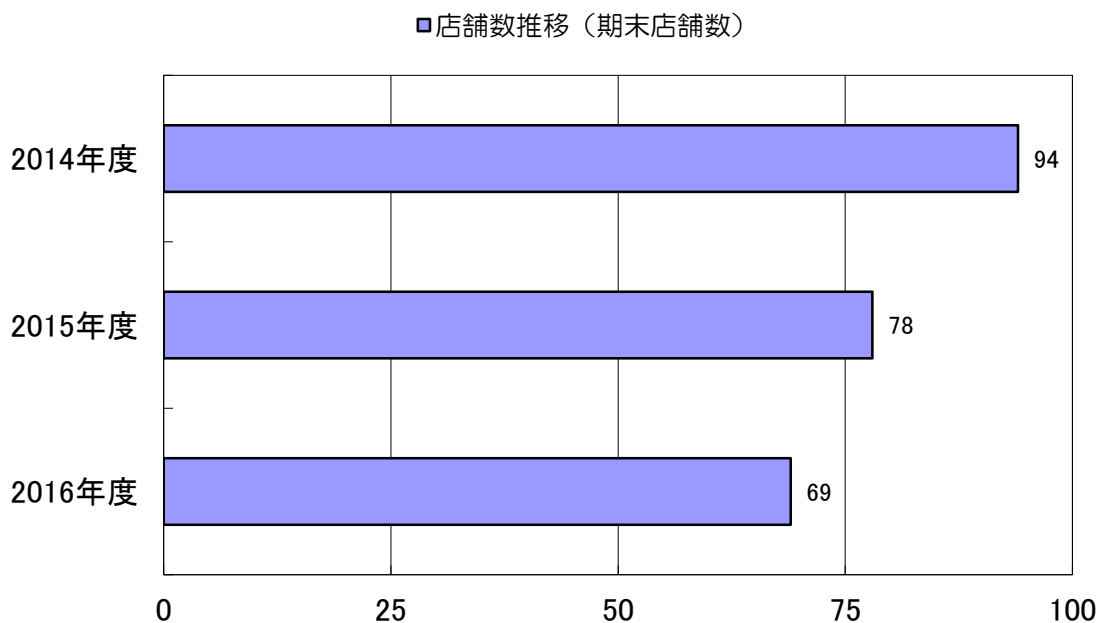
	2016年12月期 千円	2015年12月期 千円	2014年12月期 千円
営業収入	10,101,522	10,582,931	10,855,945
営業費用	10,643,464	10,643,464	10,790,757
営業利益	▲168,348	▲60,532	65,188
営業外収益	12,912	12,471	13,081
営業外費用	9,692	3,145	15,419
経常利益	▲165,128	▲51,206	62,850
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
法人税・住民税及び事業税	10,777	4,960	31,986
法人税等調整額	65,541	▲3,496	▲2,555
当期純利益	▲241,447	▲52,669	33,419

6. 売上・出店状況（直近3事業年度店舗数の推移）

<全店売上高推移>

- ◆当社はボランタリーチェーンとして発足しているため、フランチャイズチェーンに見られるオープンアカウント制度や粗利分配制度を採用しておらず、加盟者の法人格、会計方式、決算期、業種、業態のほか、外販その他の事業の売上計上対象取引等を制限していません。このため、当該期間における加盟店全体の売上高については把握していません。

<店舗数推移>（標準契約によるコミュニティ・ストア店舗数）



- ◆上記のほかに、『通常の加盟契約とは異なる店舗』として、学校、病院等の公共施設内売店、企業内売店等に、当社の機能を活用した商品供給、その他のサービスを提供しております。

7. 加盟者の店舗に関する事項

- ① 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2014年度	3
2015年度	0
2016年度	8

- ② 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2014年度	17
2015年度	8
2016年度	11

- ③ 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2014年度	39	9
2015年度	39	8
2016年度	20	6

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数および当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2012年度	0	0
2013年度	0	0
2014年度	0	0
2015年度	0	0
2016年度	0	0

第Ⅱ部 加盟契約の要点

1. 契約の名称等

コミュニティ・ストア加盟契約書

2. 売上・収益予測についての説明

対象となる店舗の売上や収益は、加盟者の経営努力や商圈の環境によって変化しますので、当社は対象店舗の売上・収益予測を行いません。ただし、加盟者が収益予測を行うための参考となるように、売上階層に応じた経費の推測値をモデルとして示すことがあります。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法

加盟登録料	1,500,000円（消費税抜）
収納代行保証金	1,000,000円
小計	2,500,000円
取引保証金または担保	加盟者の与信状況により本部が必要と認めた場合、収納代行保証金とは別に、取引保証金または担保を差し入れていただくことがあります。なお担保設定の費用は加盟者負担とします。
商品代金	取引保証金または担保設定とは重複しないことを前提として、初回の商品代金を事前にお支払いいただくことがあります。

② 性質

加盟登録料は、研修費用、開業準備に関わる費用、情報システム初期準備費用等に充当します。収納代行保証金および取引保証金は収納代行金、品代などの決済にあて、契約終了時に債権債務の清算後の残高を返金します。

③ お支払いの時期

加盟登録料と収納代行保証金（合計 2,500,000 円）は、加盟契約締結時にお支払いいただきます。取引保証金または担保設定については本部の指定する期日までにお支払いまたは設定していただきます。

④ お支払いの方法

銀行振込(振込証明書添付)または現金または保証小切手によりお支払いいただきます。なお、振込手数料は加盟者の負担とします。

⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件

加盟登録料は契約後の返還はいたしません。ただし契約の締結の日から起算して 8 日以内の解約申入れについては、お支払いいただいた加盟登録料は全額返還されます。保証金は、収納代行保証金、取引保証金ともに契約終了時（期間満了、中途解約、契約解除時）に返還されます（本部に対する債務がある場合には債務を清算し、残額を返還いたします）。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

オープンアカウント、売上金の本部への送金は、制度として採用しておりません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

制度としてありません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

① 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類

加盟者に販売またはあっせんする商品の種類は以下の通りです。

- ・店舗用品、米飯、日配品、生鮮食品、ファストフード用原材料、パン、冷菓、飲料、加工食品、菓子、酒類、日用雑貨、書籍、娯楽用品、文房具、化粧品、軽衣料等
- ・公共料金等代理収納業務、各種委託取次業務
(上記商品やサービスは変更することがあります。)

② 商品等の供給条件

本部は、本部の基準に基づいて納入業者を選定し加盟者に推薦するとともに、その商品の発注システムや物流システムを提供いたします。加盟者は自らの責任において納入業者からの仕入れを行っていただきます。一方、本部との直接取引については本部との間で受発注、決済を行っていただきます。店舗の品揃えに必要な商品のうち、本部が推薦する納入業者が取扱っていない商品の取引については、加盟者とその取引業者との間で取引条件を決定していただきます。

③ 配送日・時間・回数に関する事項

地域、納入業者によって異なることがあるため、別途提示いたします。

④ 仕入先の推奨制度

本部が推薦する納入業者からの仕入れを推奨します。

⑤ 発注方法

加盟者が本部の推薦する納入業者から仕入れる場合、GOT（グラフィック・オーダー・ターミナル）、ストアコントローラを使用した発注システムにより、発注していただきます。

⑥ 売買代金の決済方法

本部が推薦する納入業者と加盟者との取引については、納入業者が本部に送付する加盟者宛請求情報に基づき、原則として毎月1日から末日までの納品金額を本部がとりまとめて請求書を発行し、加盟者宛に発送します。本部との直接取引についても、同様に毎月1日から末日までの納品金額を取りまとめて、同一の請求書に記載します。請求書は月末締翌月8営業日頃の発送となります。(1月・5月は除く)

- i) 本部が推薦する納入業者との取引については、支払代行制度により加盟者が本部に支払った商品代金を本部が加盟者に代わって納入業者に支払います。
- ii) 本部との直接取引については、加盟者が本部に支払います。
- iii) 本部が推薦する納入業者が取扱っていない商品の取引については、加盟者が取引業者に直接支払います。

加盟者の本部に対する支払は月次支払(月末締翌月20日までに本部の指定する預金口座に支払)とします。

なお、支払代行制度において、仕入取引の主体は加盟者と納入業者であり、請求額との差異等については加盟者と納入業者とが照合して解決するものとし、本部はこれに協力します。
支払代行取引の決済のうち、月次支払については、加盟者が、商品代金を支払期日までに本部に支払ったとき、加盟者は本部に立替支払を委託したものとします。また、支払期日までに支払わなかったときは、加盟者は本部に対しその時点で発生している支払代行ほか、すべての取引について本部に立替支払を委託したものとします。

- ⑦ 返品
納入業者等の数量違いや商品の汚損、破損によるもの、また製造業者による瑕疵に基づく販売不適当な商品を除き、返品はできません。業者等の責任による商品の瑕疵または法令違反、行政の指示に基づく等、返品の対象となる商品は都度案内いたします。また委託販売（売れた分だけ仕入となる）による商品があります。
- ⑧ 在庫管理等
加盟者は、店舗で販売すべき商品の鮮度、品質低下の防止に努めなければなりません。なお棚卸は加盟者の責任と判断で行っていただきます。
- ⑨ 販売方法
コミュニティ・ストアのチェーンとしてのイメージを維持するため、販売マニュアルおよび本部より通知する文書に基づいて行っていただきます。
- ⑩ 商品の販売価格
本部はチェーン全体の信用維持と生活者の需要に応えることを目的として、適正と考える販売価格を推奨し、POSのマスター価格を設定しますが、加盟者が自ら売価を変更することが可能です。
- ⑪ 許認可を要する商品の販売
店舗の営業のために認可、許可、免許、届出を必要とする場合には、加盟者の費用負担により申請、取得し、必要に応じて更新しなければなりません。また許認可商品は免許人が自らの責任において販売しなければなりません。

7. 経営の指導に関する事項

- ① 加盟に際しての研修等実施の有無
加盟者は、開業日前までに店舗運営責任者と他1名により、本部が定める研修（店舗運営教育）を受講していただきます。
- ② 加盟に際し行われる研修の内容
本部研修3日間、直営店舗研修5日間に2名出席して頂きます。
内容
 - a.経営の基本
 - b.商品およびその管理
 - c.店舗情報システム
 - d.店舗設備管理
 - e.店舗運営（経営管理、労務管理、接客方法、クレンリネス、債権債務の決済方法等）
 - f.店舗実務研修以上の全課程を受講しなければ、加盟資格を満たすことはできません。
- ③ 開店時の指導、支援
開業日とその前後数日間、スーパーバイザーを派遣して開店時の指導、支援を行います。
（備品・システム機器・消耗品搬入、陳列支援、店内オペレーション教育等）

- ④ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数
スーパーバイザーの週1回の臨店による店舗、商品、販売、システム、経営に関する継続的指導・助言

8. 使用いただく商標・商号・その他の表示に関する事項

- ① 当該使用いただく商標、商号その他の表示

a.商標



b.商号

コミュニティ・ストア

- ② 当該表示の使用についての条件
開業日より契約終了までの間、契約書に記載された特定の店舗経営のためにのみ使用を許諾します。本部が作成するもの以外については本部の許諾を必要とします。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

- ① 契約期間 7年

- ② 契約の更新の要件および手続き

コミュニティ・ストア本部と加盟者の合意の上、契約を3年間延長することができます。3年間の延長期間終了後、契約を更新する場合は、両者の合意を条件として、その時点の加盟契約書に基づいて作成された加盟更新契約を締結することにより、更に3年間、加盟契約を継続することができます。以降も同様とします。

- ③ 中途解約の条件および手続き

1) 開業前解約

加盟契約締結日の翌日より起算して8日目以降、かつ開業日以前に、加盟者が契約の解約を申し入れるときは、本部に対し少なくとも開業日の14日前迄に到達する書面で通知し、本部においてやむをえない事由と判断した場合、契約の解約について両方で協議します。なお、既に店舗がコミュニティ・ストア店として施工途上または完成している場合には、加盟者は、当該の施工業者に対して内外装および設備工事費等を速やかに支払うものとします。

2) 開業日以降の中途解約

60日前までに書面で通知し、以下の解約金を支払うことにより解約できます。

- i) 開業日から5年を経過した後、解約する場合

基本料の12ヶ月分 3,240,000円（店舗システムが標準装備の場合）
（消費税抜）

- ii) 開業日から5年未満で解約する場合

基本料の18ヶ月分 4,860,000円（店舗システムが標準装備の場合）
（消費税抜）

④ 契約解除の条件および手続き

- 1) 本部または加盟者は、相手方が下記のいずれかに該当した場合、あらかじめ書面によって7日間以上の期間において改善または義務の履行を催告し、同期間内に改善されず、または義務の履行がなされないときは、加盟契約を解除することができます。
 - i) 契約の定めに違反したとき。
 - ii) 相手方の名誉・信用を損なう行為があったとき。
 - iii) 経営状態が悪化しまたはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
 - iv) 相手方に対し、定められた期日までに支払いをしないとき。
- 2) 本部または加盟者は、相手方が下記のいずれかに該当した場合は、通知催告がなくても直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - i) 破産、民事再生、会社更生等の申立を受け、または自ら申立をしたとき。
 - ii) 相手方以外に対する債務について、差押、仮差押、仮処分、競売または強制執行等を受けたとき。
 - iii) 手形、または小切手を不渡りにする等支払いを停止したとき。
 - iv) 解散または重要な営業の譲渡を決議したとき。
 - v) 相手方に対し正当な理由なく支払いを拒絶したとき、または支払いをしないことが明らかなきとき。
 - vi) 本部または加盟者が、上記④1)により相手方から義務の履行の催告を受けて、その期間内に改善した後、再度上記④1)の各号のいずれかに該当したとき。
- 3) 上記④1)および2)により本契約が解除された場合、解除された当事者は、相手方に対し下記⑤に記載された解約金を支払わなければなりません。なおこの解約金は、他の損害賠償の請求を妨げるものではありません。
- 4) 加盟者が、上記④1)または2)の各号に該当し、本部から本契約を解除された場合は、加盟者は、本部に対する一切の債務につき期限の利益を失うものとします。また本部は、加盟者に関わる納入業者へこの旨を通知します。
- 5) 本契約が契約期間満了、解除または解約により終了した場合、加盟者は、速やかに以下の手続きを行い、その一切の費用は、加盟者が負担するものとします。
 - i) 全債務の皆済
 - ii) 本部から貸与されている情報システム機器、その他設備・什器の返却
 - iii) 本部から無償譲渡されたロゴマーク入り面板（ファサードサインおよびサイドサイン）の他、商標、ロゴマーク、その他コミュニティ・ストアであることを示す、あるいは想起させるサインを使用している消耗品、商品、販促物等の撤去、処分
 - iv) 本部から渡された各種マニュアル類の返却
 - v) 収納代行の払込票店舗控の他、収納代行の受領印、コミュニティ・ストアの運営に基づいて収集された顧客情報記載の各種証憑、資料の引渡し
- 6) 加盟者が5)に定めた手続きを履行しないときは、本部が加盟者の費用負担により撤去、処分できるものとし、加盟者は、これに異議を唱えることはできません。また、加盟者による処分の完了は、本部が現認またはマニフェスト伝票の提出によって確認します。

⑤ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

- 1) 開業日から5年を経過した後、解約する場合
基本料の12ヶ月分 3,240,000円（店舗システムが標準装備の場合）
（消費税抜）
- 2) 開業日から5年未満で解約する場合
基本料の18ヶ月分 4,860,000円（店舗システムが標準装備の場合）
（消費税抜）

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

① お支払いいただく金銭の額または算定方法

売上に関係なく標準装備の場合の本部基本料は 月額 270,000円（消費税抜）

標準装備内容) ストアサーバー
プリンター
POSレジスタ 2台
グラフィックオーダーターミナル（通信ユニット含む）1台
ハンディターミナル（通信ユニット含む）1台

標準装備に追加する場合の費用

POSレジスタを増設する場合は1台につき	月額	15,000円
グラフィックオーダーターミナル1台につき	月額	10,000円
ハンディターミナル 1台につき	月額	8,000円

（消費税抜）

② 金銭の性質

本部基本料は以下のサービス等の対価として設定しています。

- 1) 特定店舗の運営指導
担当スーパーバイザーの臨店による運営指導
- 2) 商標、サービスマーク等の使用
- 3) POSシステム等の店舗情報システムの開発と運用およびサポート体制の維持
オンライン発注、POSレジ等の店舗システムの使用
- 4) マーチャンダイジング、物流等の機能の充実
新商品開発やメーカーとの値入交渉、商品情報の提供等
物流システムの計画、運用管理
支払代行計算事務
- 5) 社会規範に沿ったコンビニエンスストア機能の整備等
コミュニティ・ストア全体運用システムの開発およびマニュアル等の維持管理
店舗運営に関する定期的な各種情報提供

③ 支払時期

本部基本料は当月分を当月20日にお支払いいただきます。

④ 支払方法

本部基本料は加盟者の指定口座よりの自動引落によります。

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

店舗の営業時間は7時から23時を含む16時間以上とし、年中無休とします。
ただし、立地環境等を勘案して変更することがあります。

12. テリトリー権の有無

本部は、加盟者に一定地域における排他的ないし独占的な権利ならびに営業地盤を認めるもの

ではありません。したがって本部は、必要と認めるときは、地域を問わず、新たにコミュニティ・ストアの店舗を開設することができます。

13. 競業禁止義務の有無

契約期間中は、加盟者が同業他社の事業に参加すること、就業すること、または、同業他社との間で有償、無償を問わず、顧問契約、雇用契約その他継続的あるいは一時的契約を締結すること、またその他本部との関係で競合行為または不正競争となるような取引および活動を行うことはできません。

14. 守秘義務の有無

契約期間中、及び契約終了後において、マニュアル、システムなどコミュニティ・ストアの運営にかかわる一切の情報および個人情報、外部に漏らしてはいけません。万一違反した場合には、契約解除の要因に相当し、発生した損害を賠償しなければなりません。

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

本部は、加盟者の開店に備え、コミュニティ・ストアイメージに沿って建物の内外装デザイン、看板、各種設備、備品、レイアウト等に関する店舗計画を立案し、加盟者に提示します。加盟者は、これに従って加盟者の責任と費用負担で、店舗建物の内外装、および付属施設工事を行い、これらすべての物件の維持管理を行います。

16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

- 1) 解約に相当する違反があった場合、開業日からの経過年数に応じた解約金（9③と同様）が発生します。
- 2) 本部が推薦する納入業者との取引については、支払代行制度により加盟者が本部に支払った商品代金を本部が加盟者に代わって納入業者に支払いますが、支払が遅延した場合には、加盟者は本部に対して、1日あたり0.025%（年利 9.125%）の違約金を支払わなければなりません。
- 3) 公共料金・通販代金・公金等の収納代行の収納金について本部が定めた方法で支払わない場合は、収納受付日1日分につき1万円の違約金を支払わなければなりません。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

コミュニティ・ストアの経営は加盟者の責任と経営努力によって行われるものであり、本部は加盟者の事業活動上の損失を補償するものではありません。

後記1.「加盟契約締結のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認 年月日	確認印	
			説明者	加盟 希望者
加盟契約のご案内	1			
コミュニティ・ストアへの加盟を希望される方へ	2			
第Ⅰ部 コミュニティ・ストアについて				
1. 当社の経営理念	5			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業 の種類・事業の開始・株主・主要取引銀行・従業員数・本部の 子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革	5			
3. 会社組織図	7			
4. 役員一覧	7			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	8			
6. 売上・出店状況（直近3事業年度加盟店数の推移）	9			
7. 加盟者の店舗に関する事項				
① 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した 加盟者の店舗数	10			
② 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る 店舗数				
③ 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る 加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者 の店舗数				
8. 訴訟件数	10			
第Ⅱ部 加盟契約の要点				
1. 契約の名称等	11			
2. 売上・収益予測についての説明	11			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項				
① 金銭の額または算定方法	11			
② 性質				
③ お支払いの時期				
④ お支払いの方法				
⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件				
4. オープンアカウント、売上金等の送金	12			
5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与 信利率	12			

項目	頁 数	確 認 年月日	確 認 印	
			説 明 者	加 盟 希 望 者
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類 ② 商品等の供給条件 ③ 配送日・時間・回数に関する事項 ④ 仕入先の推奨制度 ⑤ 発注方法 ⑥ 売買代金の決裁方法 ⑦ 返品 ⑧ 在庫管理等 ⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格 ⑪ 許認可を要する商品の販売	12			
7. 経営の指導に関する事項 ① 加盟に際しての研修等実施の有無 ② 加盟に際し行われる研修の内容 ③ 開店時の指導、支援 ④ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実績回数	13			
8. 使用いただく商標・商号・その他の表示に関する事項 ① 当該使用いただく商標、商号その他の表示 ② 当該表示の使用についての条件	14			
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間 ② 契約の更新の条件および手続き ③ 中途契約の条件および手続き ④ 契約解除の条件および手続き ⑤ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等	14			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① お支払いいただく金銭の額または算定方法 ② 金銭の性質 ③ 支払時期 ④ 支払方法	16			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	16			
12. テリトリー権の有無	16			
13. 競業禁止義務の有無	17			
14. 守秘義務の有無	17			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	17			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等	17			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	17			

項目	頁 数	確 認 年月日	確 認 印	
			説 明 者	加 盟 希 望 者
後記1.「加盟契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	18			
後記2.「フランチャイズ事業を始めるにあたって」中小企業庁				
後記3. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則				
後記4. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の 考え方について				

「加盟契約の要点と概説」について、ご理解を頂いた後のステップとして加盟契約書のご説明があります。加盟契約書のご説明から7日以上（熟考期間）経過後に加盟契約の締結となります。

平成 年 月 日

説明者

私 _____ は、加盟契約に関する上記すべての項目を説明し、

加盟希望者 _____ 様のご理解をいただきました。

説明者氏名 _____ 印

加盟希望者

私 _____ は、加盟契約に関する上記すべての項目について

説明者 _____ より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名 _____ 印

